令和8年度11月補正予算(案)

主要事業の詳細
(令和8年熊本地震関連分)

目次

政策局	1
文化市民局	3
健康福祉局	5
健康福祉局・都市建設局	7
こども局	9
こども局　ほか	11
環境局	13
経済観光局	15
都市建設局	17

主要事業の詳細 ［政策局］

1. 首都圏における令和8年熊本地震復興支援イベント開催経費

新

（補正額）3,200千円　既計上額0千円
（所管課）東京事務所

○首都圏での復興支援イベント開催に要する経費

現状・課題

○令和8年熊本地震により、熊本県内では、宿泊業に約62億円、農林水産業に約1,576億円の被害・影響が確認されるなど、地域経済に深刻な影響が生じている。
※熊本県公表「第22回政府非常災害現地対策本部会議、第29回災害対策本部会議　各部報告資料（令和8年8月31日時点）」より）。

○地域経済の早期回復には、熊本県内での需要喚起に加え、大きな観光・消費需要が見込まれる首都圏において、熊本の復興状況や観光・特産品の魅力を発信し、新たな需要を取り込む必要がある。

○また、熊本県全体の多様な観光資源や特産品の魅力を十分に伝えるため、本市単独ではなく市町村と連携して一体的に発信し、首都圏における訴求力を高める必要がある。

事業概要

○事業費：3,200千円

○事業内容
「くまもと復興フェア・観光フェアin2027～熊本を買って応援、熊本へ行って応援～」の開催【3,200千円】
　首都圏において、県内各市町村等と連携し、熊本の魅力や復興状況を発信するとともに、熊本の特産品の販売や観光プロモーションを実施し、本市をはじめ県内全域への誘客促進、熊本の特産品の消費拡大及び復興支援に繋げる。
【開催概要】
・開催時期：令和9年3月（1日間を予定）
・開催地：東京都内（高輪ゲートウェイ会場を想定）
・主催：熊本市
・協力：県内市町村（12市町村程度）、熊本県市長会東京事務所
・イベントコンセプト：「買って応援、食べて応援、行って応援」
≪積算内訳≫
・イベント委託　　：2,000千円
・会場使用料　　：1, 001千円
・チラシ製作費等　：　199千円

開催イメージ





主要事業の詳細 ［文化市民局］

1. 熊本城災害復旧経費

（補正額）77,000千円　既計上額3,602,000千円
（所管課）熊本城総合事務所

○被災した熊本城の復旧に要する経費

現状・課題

○平成28年熊本地震により重要文化財建造物13棟、再建・復元建造物20棟を含めた全ての建造物と全体の約3割の石垣が被害を受け、復旧工事を進めている中、令和8年熊本地震により石垣、建造物等がさらなる被害を受けており、両地震による被害について一体的な復旧工事に取り組んでいる。

○文化財としての価値の保全を基本としつつ、効率的・計画的な復旧を行うとともに、熊本城の復旧過程の段階的公開と活用を図り、観光資源としての早期再生を目指す。

事業概要

○事業費：77,000千円

○事業内容

（1）熊本城数寄屋丸二階御広間解体保存工事【69,000千円】
　平成28年熊本地震により被災した熊本城数寄屋丸二階御広間について、解体保存工事を実施中に令和8年熊本地震による被害を受けたため工程変更を行うもの。
　≪積算内訳≫
　・部材格納庫設置工事：69,000千円

（2）熊本城本丸御殿（大広間・大台所・数寄屋）復旧設計業務委託【6,000千円】
　平成28年熊本地震にて被害を受けた熊本城本丸御殿の復旧設計完了後に令和8年熊本地震による被害を受けたため、設計の見直しを行うもの。
　≪積算内訳≫
　・被害状況の調査及び復旧設計の見直し業務委託：6,000千円

（3）旧合庁跡地ほか保存瓦整理業務委託【2,000千円】
　平成28年熊本地震以降に解体された復元櫓の瓦が令和8年熊本地震によって被害を受けたため、整理と調査を行うもの。
　≪積算内訳≫
　・破損瓦回収及び荷崩れした保存瓦の調査・整理業務委託：2,000千円

（4）債務負担行為の追加により対応するもの
　熊本県重要文化財旧細川刑部邸復旧工事ほか
　期間：令和9～11年度　限度額：380,000千円

イメージ図



○令和8年熊本地震後の数寄屋丸二階御広間（建物歪み拡大）



○令和8年熊本地震後の本丸御殿（漆喰壁の剥落）

主要事業の詳細 ［健康福祉局］

1. くらし再建包括支援金給付事業 新

（補正額）2,350,000千円　既計上額0千円
（所管課）健康福祉政策課

○被災者へのくらし再建生活支援金の給付に要する経費

現状・課題

○災害時において、現行制度では、一部損壊・準半壊の判定を受けた世帯への支援が殆どなく、中規模半壊等の世帯についても、住家や家財の被害によっては支援が十分ではない現状がある。

○家財等への被害が大きい世帯では、加入保険の補償額によっては、家電等の買い替えが経済的な負担となり、特に低所得世帯等においては生活再建の障壁となっている。

事業概要

○事業目的
令和8年熊本地震により被災し、経済的な事情等から住家の修理や家財の再取得が困難で、既存制度による支援が十分に行き届かない世帯に対して包括的な支援を実施し、生活再建を後押しする。 また、支援の実施と併せて、将来の災害による生活への影響を軽減するため、市民の地震保険への加入などの取組を促進する。

○事業費：2,350,000千円

○事業内容
(1)くらし再建包括支援金 【2,250,000千円】
中規模半壊以下で、住家修理や家財購入等を行った世帯に対して、加入保険による補償で不足する費用に支援金を支給。また、住民税非課税・住民税均等割のみ課税世帯、児童扶養手当受給世帯には、重点支援世帯として、加算して支給。

区分	世帯	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
住家修理	一般世帯	ー	上限15万円	上限7万円	上限3万円
	重点支援世帯	ー	上限20万円	上限10万円	上限5万円
家財購入	一般世帯	上限5万円			
	重点支援世帯	上限7万円			

※中規模半壊について、住家修理分は別途支援があるため対象外。

(2)支給に係る事務費【100,000千円】
・事務処理等業務委託 90,000千円　・振込手数料等 10,000千円

○スケジュール（予定） 12月下旬 受付開始

イメージ図

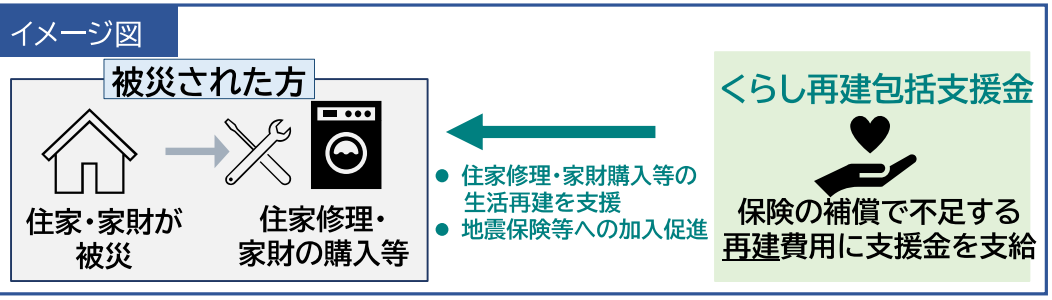

2. 社会福祉施設等災害復旧経費

（補正額）2,998,000千円　既計上額0円
（所管課）介護事業指導課、障がいサービス課、高齢福祉課

○被災した老人福祉施設、障がい者施設等の復旧に対する助成に要する経費

現状・課題

○令和8年熊本地震により社会福祉施設等が被災し、建物の損壊や設備の故障等が発生している。

○施設利用者の安全を確保するとともに、福祉サービスの継続的な提供を図るため、早急な復旧が必要である。

事業概要

○事業費：2,998,000千円

○事業内容
(1)施設復旧費補助金【2,859,536千円】
補助対象経費：建物・土地等の復旧に要する経費（施設と一体的な設備を含む。）

所管課	対象施設等	施設数	事業費（千円）
介護事業指導課	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等	186	2,186,000
高齢福祉課	養護老人ホーム、軽費老人ホーム	9	118,730
障がいサービス課	共同生活援助、障害者支援施設等	34	554,806
合計		229	2,859,536

(2)設備復旧費補助金【138,464千円】
補助対象経費：設備・備品等の復旧に要する経費（施設と一体的な設備を除く。）

所管課	対象施設等	施設数	事業費（千円）
介護事業指導課	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等	96	100,900
高齢福祉課	養護老人ホーム、軽費老人ホーム等	6	9,070
障がいサービス課	共同生活援助、障害者支援施設等	23	28,494
合計		125	138,464

主要事業の詳細 ［健康福祉局・都市建設局］

1. すまい再建助成事業

（補正額）10,000千円　既計上額0円
（所管課）健康福祉政策課、住宅政策課、市営住宅課

○被災した世帯の住宅再建に対する助成に要する経費

現状・課題

○令和8年熊本地震で被災し自宅に大きな被害を受けた市民にとって、住宅再建や転居費用等は大きな負担となっており、とりわけ多重被災者（平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨、令和7年8月豪雨のいずれかにおいても被災された方）にとっては、特に負担が大きい状況。

○平成28年熊本地震及び令和7年8月豪雨時においては、熊本県と同様に本事業を実施。

事業概要

○事業費：10,000千円
令和8年度受付見込分を計上（別途令和9年当初予算においても計上予定）。
（健康福祉政策課7,000千円、住宅政策課2,000千円、市営住宅課1,000千円）

○事業内容
すまい再建費用に対する助成金の支給【10,000千円】
（1）対象となる世帯
応急仮設住宅入居者等への助成（下表①から⑤）
・応急仮設住宅に入居中の世帯
・り災証明書の判定が全壊、大規模半壊又は中規模半壊である世帯
・り災証明書の判定が半壊であって、その後自宅を解体した世帯
・被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯 等
二重ローン対策助成（下表⑥）
・一部損壊以上の被害が生じ、住宅の再建のために既存の住宅ローン（500万円以上）に加え、新たな住宅ローン（300万円以上）を契約した方

（2）助成内容

メニュー			助成金額	事業所管
①	リバースモーゲージ利子助成	自宅再建（新築、購入または補修）のために利用したリバースモーゲージ型融資の利子を助成 ※60歳以上を対象	最大200万円	健康福祉政策課
②	自宅再建利子助成	自宅再建（新築、購入または補修）のために利用した金融機関からの融資の利子を助成	最大200万円	健康福祉政策課
③	民間賃貸住宅入居助成	民間賃貸住宅へ入居する際の初期費用を助成	一律20万円	健康福祉政策課
④	公営住宅入居助成	公営住宅へ入居する際の初期整備費用を助成	一律10万円	市営住宅課
⑤	転居費用助成	再建先となる住居への転居費用を助成	一律10万円	健康福祉政策課
⑥	二重ローン対策助成	既存の住宅ローンに加え新たに住宅ローンを組み住宅再建する際の利子相当額を助成	最大50万円	住宅政策課

※①②⑥については、多重被災者（平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨、令和7年8月豪雨のいずれかで被災した方）向けに助成上限を100万円拡充

主要事業の詳細 ［こども局］

1. こどもの居場所づくり支援事業 新

（補正額）5,000千円　既計上額0千円
（所管課）こども政策課

○*被災したこどもの心の負担軽減や回復等を目的としたこどもの居場所づくりに要する経費*

現状・課題

○こどもの居場所は、自己肯定感・自己有用感の醸成、孤独・孤立の防止、社会的なつながりの形成など、こどもの健やかな成長に重要な役割を果たしている。

○令和8年熊本地震によって、避難所生活や生活環境の変化、遊び場や体験機会の減少が生じており、こどもの心身の成長への影響が懸念されている。

○地震による影響の現れ方や時期には個人差があるため、こどもの状況に応じた多様な体験や交流の機会が必要である。

事業概要

○事業費：5,000千円

○事業内容

令和8年熊本地震こども応援プロジェクト運営委託料【5,000千円】

・こどもたちにスポーツや文化等に触れる体験機会を提供し、心身のリフレッシュや交流機会を設けることで、令和8年熊本地震により被災したこどもの心の負担軽減や回復を図る

1）小学生向け
①ニュースポーツを通じて体を動かす
②音楽、演劇その他の舞台芸術等の鑑賞

2）中高生向け
①自然の中で協力して行うキャンプ

3）小中学生のいる子育て家庭向け
①安心して過ごせる居場所での交流

イメージ図



主要事業の詳細［こども局　ほか］

1. 児童福祉施設等災害復旧経費

（補正額）1,037,150千円　既計上額3,400千円
（所管課）保育幼稚園課　ほか

○被災した児童福祉施設等の復旧に対する助成に要する経費

現状・課題

○令和8年熊本地震により児童福祉施設等が被災し、建物の損壊や設備の故障等が発生している。

○施設利用者の安全を確保するとともに、児童福祉サービスの継続的な提供を図るため、早急な復旧が必要である。

事業概要

○事業費：1,037,150千円

○事業内容

（1）施設復旧費補助金【854,958千円】

補助対象経費：建物・土地等の復旧に要する経費（施設と一体的な設備を含む。）

所管課	対象施設等	施設数	事業費（千円）
保育幼稚園課	保育所、認定こども園、認可外保育施設 等	176	820,500
こども支援課	病児・病後児保育施設、地域子育て支援センター	4	3,991
こども家庭福祉課	児童養護施設、乳児院	3	4,321
障がいサービス課	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所 等	13	26,146
合計		196	854,958

（2）設備復旧費補助金【182,192千円】

補助対象経費：設備・備品等の復旧に要する経費（施設と一体的な設備を除く。）

所管課	対象施設等	施設数	事業費（千円）
保育幼稚園課	保育所、認定こども園、認可外保育施設 等	105	157,500
こども支援課	病児・病後児保育施設、地域子育て支援センター、産後ケア施設	13	6,309
こども家庭福祉課	児童養護施設、助産施設	2	1,079
障がいサービス課	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所 等	17	16,554
放課後児童育成課	児童育成クラブ	12	750
合計		149	182,192

主要事業の詳細 ［環境局］

1. 被災飲用井戸支援経費 拡

（補正額）138,000千円　既計上額30,000千円
（所管課）水保全課

○被災した飲用井戸の応急修理に要する経費

現状・課題

○令和8年熊本地震により、井戸水を唯一の飲用水源としている世帯において、井戸水が出ない、濁るなどの被害が発生し、飲用水の確保に支障が生じている。

○被害を受けた世帯が引き続き元の自宅で生活できるよう、被害状況に応じて、専門業者による調査・洗浄や応急修理を行い、井戸等の機能を回復する必要がある。

事業概要

○事業費：138,000千円

○積算内訳

（1）井戸の応急修理【121,650千円】

令和8年熊本地震により、自宅敷地内の唯一の飲用水源である井戸が被災した世帯に対し、引き続き元の自宅で生活できるよう、災害救助法に基づき飲用水確保のための応急修理を実施する。

対象世帯：井戸の洗浄による機能回復が見込めない、又はポンプなどの付属設備が損傷しているが、自らの資力では応急修理を行うことが困難な世帯
※事業用井戸及び農業用井戸は対象外

対象工事：令和8年熊本地震により直接被害を受けた井戸本体やポンプなどの付属設備に対する、飲用水の確保のための修理

限度額：1世帯当たり757千円（修理費用は市から修理業者へ直接支払い）

（2）応急修理を実施する県外業者に対する掛かり増し経費の補助【16,350千円】

県外の修理業者等が応急修理を行う際に追加で必要となる作業員の移動人件費、車両燃料費、宿泊費などの掛かり増し経費を補助し、県外事業者の参入を促すことで、被災した井戸の早期復旧と飲用水の確保を図る。

イメージ図

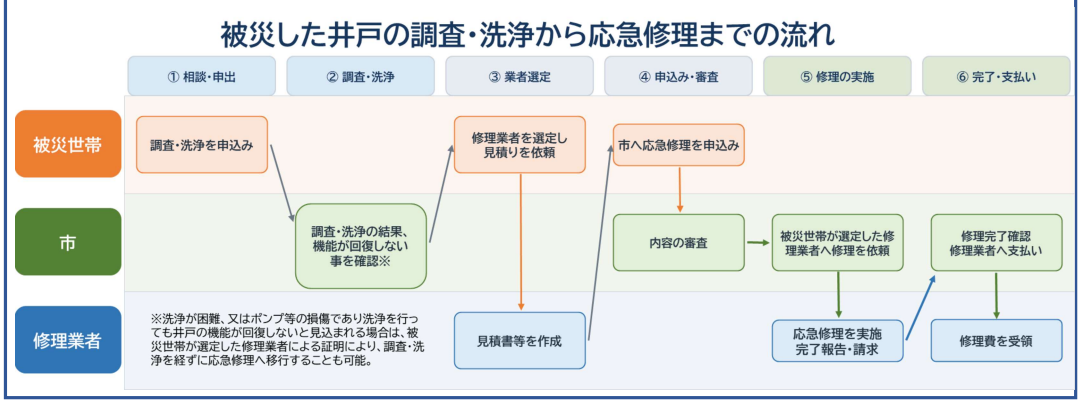

主要事業の詳細 ［経済観光局］

1. 商店街復興応援事業

（補正額）6,000千円　既計上額0千円
（所管課）商業金融課

○商店街復興支援のための復興マルシェ開催に要する経費

現状・課題

○令和8年熊本地震により、商店街や店舗では施設・設備等への被害や営業停止等が発生し、営業再開後も来街機会の減少や消費活動の停滞が課題となっている。

○被災事業者の売上回復と商店街のにぎわい再生に向け、需要喚起や情報発信を継続するとともに、多くの来街者が集まる機会を活用し、商店街や店舗の魅力を発信する取組が必要である。

事業概要

○事業費：6,000千円

○事業内容

（1）まちなか復興マルシェの開催

被災事業者の売上回復と商店街等のにぎわい再生を図るため、被災した市内の地域商店街店舗が出店する復興マルシェを花畑広場で開催し、商店街を巡るまち歩きイベントと連携することにより、店舗の認知度向上や新規顧客獲得、消費喚起につなげる。

（2）開催日

令和9年2月27（土）、28日（日）

（3）参加店舗

40店舗程度　※各商店街、商工会に募集を行い、出店者を選定。

≪積算内訳≫

・運営委託費：6,000千円

（会場施工費、事業運営費、広報宣伝費）

イメージ図

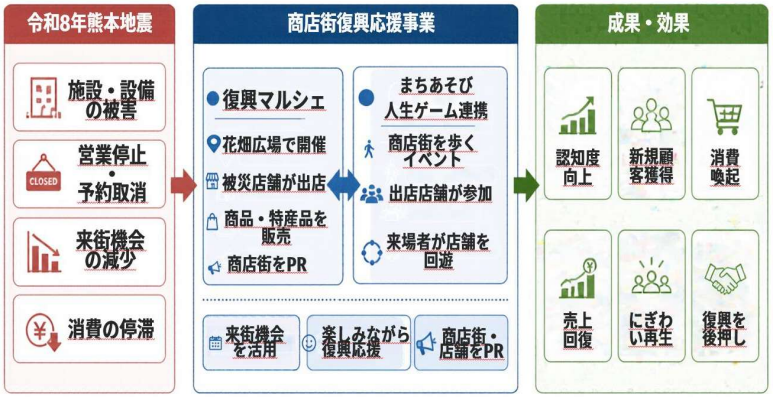

事業ロジック



まちなか復興マルシェ（イメージ）



まち歩きイベント
（まちあそび人生ゲーム）

2. 熊本復興宿泊キャンペーン事業 新

（補正額）102,000千円　既計上額0千円
（所管課）観光政策課

○観光需要回復に向けた市内宿泊施設への宿泊に対する割引助成に要する経費

現状・課題

○令和8年熊本地震からの観光需要の回復につなげるため国が実施する「九州ふっこう応援割」については対象期間が12月25日宿泊分までとなっており、年明け以降、急速な観光需要の減少が想定される。

○このため、本市への宿泊需要を継続させるとともに、事業者への切れ目のない支援や観光消費促進の観点からも観光需要の回復を支援する必要がある。

事業概要

○事業費：102,000千円

○事業内容

本市へ宿泊する旅行者を対象に、宿泊代金の一部を助成

（1）実施期間

令和9年2月上旬～3月上旬（予定）

（2）割引対象

本市へ宿泊する旅行者

（3）割引率・限度額

割引率最大50%、1名あたり最大5,000円の割引

≪積算内訳≫

・旅行者の宿泊代金助成原資：100,000千円（約2万泊分）

・事務費等：2,000千円

イメージ図



※この画像は、生成AIにより作成したものです

主要事業の詳細 ［都市建設局］

1. 宅地耐震化推進事業　拡

(補正額)42,500千円　既計上額20,000千円
(所管課)都市安全課

○宅地の液状化調査及び検討委員会開催に要する経費。

現状・課題

○液状化現象が確認された複数の地区において、地元自治会からの被害状況の把握及び原因究明に向けた調査・解析が求められている。

○現地踏査により噴砂等の液状化現象や宅地・建物被害を確認しているものの、被害と液状化との関連性について定量的な調査・評価が行われておらず、液状化対策の必要性や適切な対策工法を判断するための基礎情報が不足している。

○また、基礎調査結果を行った地区については、その結果を踏まえた今後の対策の必要性や対策方針について、専門的かつ客観的な評価を行う必要がある。

事業概要

○事業費:42,500千円

○事業内容

(1)液状化基礎調査経費【42,000千円】

液状化現象や宅地・建物被害が確認されている地区について、被害状況や液状化の発生要因、今後の対策の必要性、方針について検討するための調査を実施するもの。

≪積算内訳≫

・基礎調査業務委託: 42,000千円 (地質調査、液状化判定、宅地被害調査　等)

(2)液状化対策技術検討委員会開催経費【500千円】

≪積算内訳≫

・委員報酬:60千円
・旅費:210千円
・会場使用料等:230千円

イメージ図

■被災状況













2. ブロック塀等安全対策緊急支援事業　新

(補正額)5,000千円　既計上額0千円
(所管課)建築指導課

○被災したブロック塀等の撤去に対する助成に要する経費

現状・課題

○本事業は、平成30年(2018年)大阪北部地震の被害を踏まえ、平成31年(2019年)2月から実施しており、今年度も道路等に面する特に危険なブロック塀等の撤去に対して支援を行っている。

○令和8年熊本地震の発生を受け、新たに傾きや亀裂などが生じている危険なブロック塀に関する市民からの相談や各区土木センターからの情報が多く寄せられている。

○このうち、現行の補助要件には該当しないものの、地震により著しく劣化し、倒壊等の恐れが高まっているブロック塀等が確認されていることから、早期撤去を促すため、緊急的な支援が必要。

事業概要

○事業費:5,000千円

≪積算内訳≫

・200千円(補助上限額)×25件分(補助要件緩和により対象となる想定件数)

○事業内容

危険なブロック塀等への補助

(1)補助対象要件

・一定の高さおよび傾きがあるもの
・劣化が著しく緊急性が高いと市長が認めたもの(ぐらつきや目地割れ等)
※今回、時限的な運用基準により対応

(2)補助対象経費

・撤去費用×2/3 (上限200千円)

イメージ図

■劣化が著しく緊急性が高いと市長が認めたもの(事例)



